

結核患者が発生したら

＜経過＞	＜実施者＞
①有症状者の受診	本人

②結核の診断・治療開始 (診断した医師が必ず保健所へ届出)	医療機関
----------------------------------	------

③保健所へ患者発生の相談	高齢者施設
--------------	-------

＜高齢者施設の動き＞

症状があれば早めの受診を勧める！

* 結核の主な症状
2週間以上続く咳や痰、発熱、倦怠感、食欲不振、体重減少、全身衰弱など

高齢者の場合、結核の主な症状が出ないことがある！

医師の届出とは別に施設から保健所に患者発生の連絡を速やかに行い、その後の対応方法について保健所と協議する。(※)

結核菌は直射日光
(紫外線)に弱い

＜対応のポイント＞

- ★患者の福祉サービス利用可否については主治医に確認する。
- ★患者の使用した部屋を十分に換気し、リネン類は日に干すなどすれば特別な消毒は必要ない。また、患者が使用した食器類なども、普段どおりの洗浄で問題ない。【血液、粘膜（主に気道）などに直接接触する医療器具に対しては、滅菌・消毒操作が必要】
- ★接触者は生活の制限はないが、結核の主な症状（*）が続く場合は早めの受診を勧める。

(※)必要時

④施設調査	保健所
-------	-----

保健所の施設調査（結核患者・接触者の状況、施設環境等の確認）に対応する。

⑤接触者健診の検討	保健所
-----------	-----

必要

不要

接触者の有症状時の早期受診、定期健診受診など健康管理に留意する。

⑥接触者健診の実施 (診断からおよそ2~3か月後)	保健所
------------------------------	-----

終了

健診日の調整を行う。

⑦今後の方針検討	保健所
----------	-----

＜届出・相談先＞ 津島保健所 健康支援課 地域保健グループ（結核担当）
平日 8時45分～17時30分
住所 津島市橋町4丁目50-2
電話 0567-26-4137
ファックス 0567-28-6891